

【様式3】

香川県会計規則第184条の2第3号に基づく随意契約の締結後情報

部(局)・課(所)名	香川県環境森林部みどり保全課
件名	瀬戸内海国立公園中山園地、黒峰園地及び大崎山園地維持管理業務(除草)
契約の相手方 (名称、所在地)	名称：特定非営利活動法人 香川県社会就労センター協議会 所在地：高松市元山町1193番2
契約締結日	令和6年5月15日
契約の相手方とした理由	香川県会計規則第184条の2第2号に基づく随意契約の締結前情報に掲げる受付期間内に見積書を提出したものが、上記の1事業所のみであり、当該事業所について契約の相手方として適当であるかどうかを締結前情報に掲げる選定基準及び決定方法に基づき審査したところ、適当であると認められたため。